

阿賀野市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定により、令和3年1月1日から12月31日までの間に阿賀野市選挙人名簿抄本を閲覧した者は次のとおりである。

令和4年1月5日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

1. 閲覧（申出）件数 4 件

番号	閲覧の年月日	申出者の氏名 (主たる事務所の所在地)	利用目的の概要	閲覧に係る 選挙人の範囲
1	R3, 1, 28(木)	株式会社 IT スクエア (新潟市中央区万代3丁目1番1号)	令和3年度「県民アンケート調査」対象者の住所等を把握する為。	第2投票区（水原上町、水原中町、水原下町、天朝通り、旭町、小川町、水原横町、南新町、諏訪町、新々町、水原新栄町、東雲町、東柳町、柳町、北新町、新光町、西外城、中外城、下袖）、第5投票区（東外城、日の出町、砂押、上袖、白鳥通り）、第6投票区（松井町1、松井町2、水原栄町、南町、前山口、新橋、館の越、上山口、中山口、下山口1、下山口2、下山口3、南山口、シンパシー、みそら野、杉並、消防通り）、第13投票区（新町、下学校町、上学校町、東学校町、原町、沢田、竜下）、第20投票区（安田寺社一、安田寺社二、安田寺社三、安田寺社四、安田寺社五、物見山町、水原寺社、熊居新田、切梅新田、山本新）、第25投票区（猫山、飯森杉、小里、下ノ橋、緑岡1、緑岡2、緑岡3、緑岡4、緑岡5、緑岡6、飯森杉団地、コスモスの里）の満18歳から満79歳までの男女。

2	R3. 8. 17(火)	株式会社 スピードリサーチ (新潟市東区小金町 1 丁目 7-1)	「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケートの対象者把握のため	第5投票区(東外城、日の出町、砂押、上袖、白鳥通り) 第6投票区(松井町1、松井町2、水原栄町、南町、前山口、新橋、館の越、上山口、中山口、下山口1、下山口2、下山口3、南山口、シンパシー、みそら野、杉並、消防通り)、第8投票区(若葉町、緑町、稲荷町、白鳥荘、百津) 第18投票区(安田新栄町、砂山、中南郷、上南郷、新保)の満18歳以上の男女。
3	R3. 9. 6(月)	株式会社 ITスクエア (新潟市中央区万代3丁目1番1号)	「信頼される県立病院づくりのための住民ニーズ調査」対象者の住所等を把握するため	第1投票区(泉町、堰場、元町1、元町2、庚町、停1、停2、停3、あがの) 第4投票区(中島6、学校町、弥生町、桜木町、下金田) 第14投票区(上草水、下草水) 第24投票区(駒林1、駒林2、駒林3、駒林4、駒林5、駒林6、五郎巻) 第29投票区(宮下、宮島、七浦、福井、大室、貝喰)の18歳以上の男女。
4	R3. 9. 15(水)	一般財団法人 新潟経済社会リサーチセンター (新潟市中央区東大通二丁目1番18号)	「令和3年県民健康・栄養実態調査」の調査対象の抽出のため	第2投票区(水原上町、水原中町、水原下町、天朝通り、朝日町、小川町、水原横町、南新町、諏訪町、新々町、水原新栄町、東雲町、東柳町、柳町、北新町、新光町、西外城、中外城、下袖) 第6投票区(松井町1、松井町2、水原栄町、南町、前山口、新橋、館の越、上山口、中山口、下山口1、下山口2、下山口3、南山口、シンパシー、みそら野、杉並、消防通り) 第8投票区(若葉町、緑町、稲荷町、白鳥荘、百津) 第26投票区(笹岡、山崎、発久、下山屋、塚田、上山屋、蒔田、赤水、野村、須走、横山、押切、金屋、次郎丸、上坂町、五頭の里)の満18歳以上の男女。